



埼玉県報

第 2805 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 10 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示（入札課）
- 参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 和光市中央第二谷中土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 三芳町北松原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示（住宅課）
- IC 運転免許証作成用消耗品等の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務に関する契約の相手方等の公示（小児医療センター）

正誤

- 埼玉県告示第 731 号中訂正（産業技術総合センター）

告 示

埼玉県告示第八百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのり

三 代表者の氏名

古嶋 美代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市下大崎二百九十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、白岡市及びその近隣に生活している障害のある人が自分らしく生きることができるよう、さまざまな支援をおこなうことによつて福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポ

三 代表者の氏名

齊田 壯市

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目九番地二十八号杉戸町立杉戸小学校体育館

スポーツ活動サポート室内

五 定款に記載された目的

この法人は、杉戸町の青少年、高齢者や障害者に対し、広く自由に文化とスポーツに親しむ機会を提供し、地域住民の心身共に健康で明るいコミュニティづくりを促進し、豊かな町づくりに推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人熊谷そば打ち会
- 三 代表者の氏名
高橋 侑一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上川上五百三十四番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、そば打ちを通じ会員相互の親睦と技術向上を図り、そば打ち教室や施設訪問ボランティア、食育に至る地域社会への貢献及びその活性化と地産地消運動への参加等地域食文化振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 25,152 箱 (A 4判 23,500 箱 B 4判 252 箱 A 3判
1,400 箱) (予定)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県会計管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 28 年 4 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区御町 1 丁目 33 番地

5 落札金額

32,527,872 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 2 月 23 日

告 示

埼玉県告示第八百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務（市町村課） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
望月印刷株式会社 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目8番36号
- 5 落札金額
33,797,638円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月23日

告 示

埼玉県告示第八百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人彩の国さいたま総合型地域スポーツクラブ・フォルテ
- 三 代表者の氏名
渡 邊 真 弓
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市緑丘三丁目三、十一、二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の乳幼児から中高齢者、障害の有無などに関わらずすべての人が、スポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七号

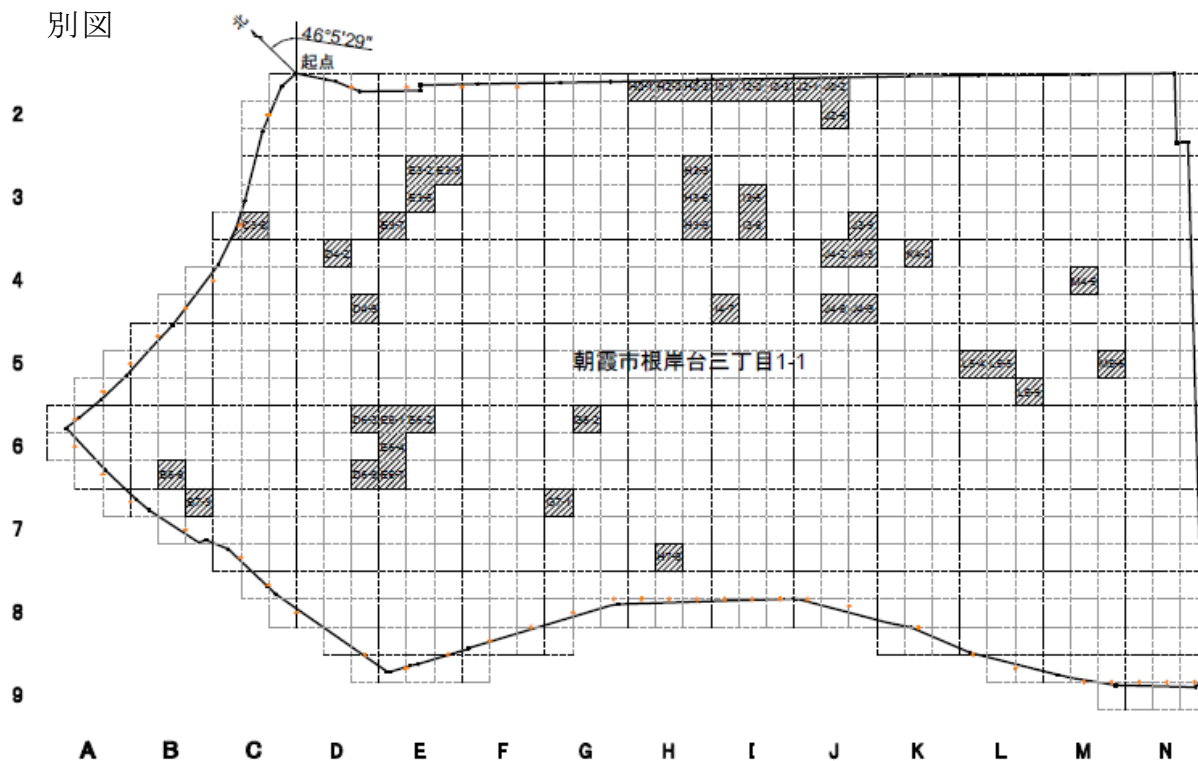
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第千四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年六月十日





埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡例】

-  単位区画
-  敷地境界
-  指定を解除する区域
-  統合区画

【起点】

起点は、朝霞市根岸台三丁目1-1の最北端とする。

【格子の回転角度(46°5'29°)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第八百八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
株式会社たがや農産	埼玉県加須市道地 千四百七十三番地 一	埼玉県加須市内田 ケ谷字上郷四百二 十四番一ほか二百 五十一筆	二二三五、三九八
アサヒ農研株式会社	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県鴻巣市赤城 字大和田六百十八 番一ほか二百二十 五筆	二二五八、七四九
小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市大芦 字土橋二十番一ほ か五筆	八、九二一

二 申請年月日

平成二十八年五月三十日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年六月十日から平成二十八年六月二十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第八百九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県狭山市大字上赤坂字野四九七の一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第八百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月六日認可した。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告 示

埼玉県告示第八百一十一号

平成二十八年埼玉県告示第二百四十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十九日終了した旨測量計画機関である嵐山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸島、谷戸、庚塚、

谷中川の各一部

埼玉県和光市大字新倉字向坂の一部

四 事務所所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号」から「埼玉県和

光市下新倉二丁目十五番四号」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年六月十日

告 示

埼玉県告示第八百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

塩野 利 夫 埼玉県ふじみ野市大井一丁目十一番十九号

高橋 克 允 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百二十四番地二

船津 章 埼玉県ふじみ野市大井七百六十六番地一

中澤 慎 也 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百九十六番地十一

金井塚 邦 男 埼玉県ふじみ野市大井六百八十八番地一

細沼 邦 平 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千九百九十番地八

船津 保 男 埼玉県ふじみ野市大井八百四番地

塩野 繁 夫 埼玉県ふじみ野市大井八百番地

塩野 宣 雄 埼玉県ふじみ野市大井七百八番地四

就任した理事の氏名及び住所

塩野 利 夫 埼玉県ふじみ野市大井一丁目十一番十九号

高橋 克 允 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百二十四番地二

船津 章 埼玉県ふじみ野市大井七百六十六番地一

中澤 慎 也 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百九十六番地十一

金井塚 邦 男 埼玉県ふじみ野市大井六百八十八番地一

細沼 邦 平 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千九百九十番地八

船津 保 男 埼玉県ふじみ野市大井八百四番地

告示

埼玉県告示第八百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及びこれに併設されている店舗並びに埼玉県特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第八百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品等の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C カード基体 一般用	300 枚×3	469,800 円
I C カード基体 優良用	300 枚×3	469,800 円
I C カード基体 新規用	300 枚×3	469,800 円
経歴書用カード基体	300 枚×1	150,600 円
高速型用リボン（セット）	2,000 枚×1（7種）	130,800 円
標準型用リボン（セット）	500 枚×1（3種）	43,400 円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額（税抜き）
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク（撮影機）	45,000 円
・3CCDカメラ（撮影機）	495,000 円
・免許証リーダー（撮影機）	580,000 円
・UPS	31,000 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ピンチロールカム部組立	31,800 円
・HS 固定ブラシ	9,500 円

	・ H S 部リボンセンサー	6,500 円
	・ 本籍印字ロール紙	17,500 円
	・ I C 確認装置用指紋認証 U S B	19,700 円
	・ I C 確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品		
	・ 電磁弁組立	20,100 円
備考欄印字装置用消耗品		
	・ 裏面印刷用インクリボン	7,800 円

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧新別
秩父市荒川贄川字姥原三二二番三 地先から同市荒川贄川字下反三七 一番一地先まで		秩父市荒川贄川字姥原三一三番四 地先から同市荒川贄川字下反三七 一番一地先まで		区 間
一三・四四 三五・三七		九・七七 一一・七九		敷地の幅員 (メートル)
二九七・九〇	二八七・九〇	三〇三・三八		延長 (メートル)
		平成二十五年一月二十 五日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示四 号で告示した道路予定 区域の一部変更である。		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市幡羅町一丁目一二番四地先 まで</p>	<p>深谷市国済寺字西曲輪六一六番 三七地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇〃 三七・四二</p>	<p>九・九一〃 二五・八九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七四・九〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>深谷都市計画事業国済寺土地 区画整理事業</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 7,256,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県熊谷市小江川 1793 番地 1 埼玉県江南中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場会議室 平成 28 年 7 月 25 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで

(必着)

なお、埼玉県行田浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年6月29日（水）午後4時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Konan relay pump station (estimated kWh: 7,256,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., July 22, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 6,131,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県行田市荒木 4908 番地 埼玉県荒木取水ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針 1632 番地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当
電話 048-559-3660
電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場会議室 平成 28 年 7 月 25 日（月）午前 10 時 30 分

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで

(必着)

なお、埼玉県行田浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年6月29日（水）午後4時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Araki Intake pump station (estimated kWh: 6,131,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., July 22, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 5,054,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県東松山市西本宿 200 番地 1 埼玉県高坂中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 番地

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当又は技術部技術第一担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場会議室 平成 28 年 7 月 25 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで

(必着)

なお、埼玉県吉見浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年6月29日（水）午後4時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Takasaka relay pump station (estimated kWh: 5,054,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., July 22, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月十日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 2,118,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 1042 番地 6 埼玉県高倉中継ポンプ所

(5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 番地

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当又は技術部技術第一担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場会議室 平成 28 年 7 月 25 日（木）午前 10 時 30 分

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 4 時まで

(必着)

なお、埼玉県吉見浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年6月29日（水）午後4時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Takakura relay pump station (estimated kWh: 2,118,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., July 22, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県病院事業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2100 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
141,847,848 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

正 誤

埼玉県告示第七百三十一号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 表中 行

二 七 随意契約とした理由 前から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号及び第2号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第1号及び第2号に該当